

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、音楽教室の生徒募集の業務に約10年従事した後、平成〇年夏から営業も行うようになり、同年秋からは営業職として勤務していた。営業職の業務は、楽器販売と楽器を購入した顧客宅への楽器の搬送及び据付けであった。

請求人によると、請求人は、平成〇年秋頃、会社前の駐車スペースで重量約300kgの大きなスピーカーを5、6人で持ち上げ、運搬しているとき、腰のお尻に近い下のほうで、ずっしりするような痛みが生じ（以下「平成〇年の出来事」という。）、Dクリニックに受診し「腰椎間板ヘルニア」と診断され、健康保険で治療を受けていた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後1時頃、同僚と二人で重量約100kgのエレクトーンを持ち上げ、顧客宅の玄関の階段を上がっているとき、腰にずっしりとした重い感覚と違和感を覚え、痛みが生じた（以下「平成〇年の出来事」という。）。

請求人は、平成〇年の出来事後も同クリニックに受診し、健康保険で腰痛の治療を受けていたが、平成〇年の出来事は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月以降の治療について、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年の出来事が既にあった腰痛を著しく増悪させたものとは認められず、また、腰部に過度の負担のかかる業務に長期間従事したものとも認め

られないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、平成〇年の出来事後の請求人の腰痛が療養補償給付の対象として認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）請求人は、業務上の災害により腰を痛めたと主張する。

腰痛に係る業務上外の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づき検討する。

（2）平成〇年の出来事後の請求人の腰痛については、E医師が、要旨、「平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日と症状は同じで、増悪なし」と述べ、さらに、F柔道整復師も、要旨、「平成〇年〇月〇日の治療の際、それ以前の状態と比べて、ひどく悪化していたという記憶はない」と述べており、認定基準の要件「腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること」に該当しないことから、当審査会としては、業務上の事由によるものとは認められない。

（3）請求人は、Dクリニックに平成〇年〇月〇日の請求人の受診記録がないので、

E医師の意見書には不備があると主張している。

この点、請求人は当該主張を裏付ける客観的資料を提出していないことから、請求人の当該主張の事実確認はできないが、仮に請求人の当該主張が事実であったとしても、請求人の腰痛の既往症を長期間継続して診察していたE医師の「増悪なし」との意見は十分信用できると考えられるものであり、上記（2）の当審査会の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

（4）なお、請求人は、平成〇年の出来事により発症した腰椎間板ヘルニアは未だ治ゆ（症状固定）していないとも主張しているので、以下、検討する。

この点、E医師は、要旨、「一度も治ゆと判断されていない。」と述べていることが認められる。

しかしながら、E医師は、要旨、「腰椎けん引療法、湿布、鎮痛剤処方急性症状消失。しかし、時々腰痛あり平成〇年〇月〇日まで継続。その後、仕事上腰部負荷あるとき出現」、「急性症状は軽快し、平成〇年〇月以後は、月1、2度腰痛時外来受診腰椎けん引のみで消失している」とも述べていることが認められる。

当審査会としては、仮に平成〇年の出来事により発症した当該傷病が業務上の事由によるものであったとして検討しても、発症からの時間経過と治療の経緯を総合すると、遅くとも、平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）の状態になっていたと認められるので、療養補償給付を受ける権利は、既に時効によって消滅しているものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。